

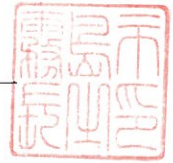


指 令 環 第 1 - 5 号
令 和 7 年 4 月 1 日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

株式会社 山崎紙源センター
代表取締役 山崎 孝一 殿

霧島市長 中重 真一



令和7年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	霧島市一般廃棄物処理業許可第19-9号
事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地	本店：宮崎市江平東町6番地13 霧島営業所：霧島市隼人町住吉202番3
氏 名 (名称及び代表者)	株式会社 山崎紙源センター 代表取締役 山崎 孝一
廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（事業系ごみ）
業 務 の 種 類	収集・運搬
区 域	霧島市全域
許 可 期 間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
条件1 許可証の交付を受けてから30日以内に運搬車に事業所名及び許可番号を付した写真(横、後)を提出すること。 2 許可証は、譲り渡したり貸与したりしないこと。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第170号）その他関係法令等を遵守すること。 4 その他市長が指示した事項を遵守すること。	

※ この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に霧島市長に対して審査請求を行うことができます。